

青色申告は

かんたん!



思ったよりも簡単ね!

使e-Tax も 便利だしね!

青色申告には、複式簿記の他に

簡易な方式があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、**日々の取引を 残高まで記帳**すれば行えます。

- ※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。
- ※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の3月15日までに 所轄の税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

全ての農産物を対象。自然災害、価格低下などによる販売収入の減少を補償

収入保険。

加入できます

加入申請時に青色申告の実績が<u>1年分</u> あれば加入できます

※ 令和2年分の農業所得から青色申告を開始すれば、 令和4年1月からの収入保険に加入できます。

(裏面参照)

メリットも

たくさん!

最高で65万円の特別控除!

損失額の<u>繰越しや操戻し</u>ができる! <u>専従者の給与額を必要経費</u>に算入できる! <u>農業経営基盤強化準備金制度</u>が使える! 農業者年金の保険料補助(最高1万円/月)!

青色申告については、税務署、JA、農業会議、農業経営相談所などへお尋ねください。 収入保険については、最寄りの農業共済組合へお尋ねください。



←国税にかかる相談窓口はこちら http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm



←収入保険にかかる相談窓口はこちら http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html



青色申告についてはコチラから

青色申告

検索

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm

収入保険の情報はコチラから



農業 収入保険

検索

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohok en/syunyuhoken/index.html

これから 一色 申告を始める皆様へ!

収入保険があなたの農業経営をサポートします!

自然災害で減収┃





市場価格が下落||災害で作付不能||



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産





盗難や運搬中の事故 為替変動で大損



収入保険のポイント

- ○全ての農産物を対象に、**自然災害、価格低下のほか、** 経営努力では避けられない収入減少を補償。
- 〇加入申請時に青色申告実績が1年分であれば、 農業者ごとに基準収入の80%(※)を下回った場合に、 差額の9割を上限に補填。

(例えば、基準収入が500万円の方の収入がゼロになった場合でも、 最大360万円まで補填)

- ※ 加入申請時の青色申告実績の保有年数が、2年分の場合は85%、 3年分の場合は88%、4年分の場合は90%と、段階的に引き上げられます。
- 〇保険料等の50%、積立金の75%を国庫補助。

(上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は 1.8万円。積立金(掛け捨てではない)は11.3万円で、補填の際は 最大この3倍の額を国から補助して支払)

O保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資 で対応。

<u>↑ 令和2年の収入保険から、安い保険料で加入できるタイプ</u>

を準備。

(例えば、基準収入が500万円の方が、基準収入の50%を補償の下限 として選択した場合、

保険料は**約2割安い** $(1.8万円 \rightarrow 1.5万円。補填は最大<math>135万円$)

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

(2019.12)